

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月20日
【中間会計期間】	第17期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 地下 誠二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 八高 睦史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【電話番号】	03-3244-1820（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 課長 八高 睦史
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結会計 期間	2023年度 中間連結会計 期間	2024年度 中間連結会計 期間	2022年度	2023年度
		(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	173,795	244,361	211,143	374,584	410,882
連結経常利益	百万円	76,337	110,582	72,726	135,387	147,844
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	57,460	79,399	50,961	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	-	-	-	92,775	103,205
連結中間包括利益	百万円	65,488	57,492	50,645	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	132,021	93,658
連結純資産額	百万円	3,843,367	4,022,962	4,122,311	3,963,784	4,108,846
連結総資産額	百万円	21,597,488	21,782,937	21,575,907	21,482,420	21,698,605
1株当たり純資産額	円	67,013.28	69,149.70	70,507.82	68,285.56	69,826.09
1株当たり中間純利益	円	1,316.91	1,819.73	1,167.98	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	1,889.44	2,229.02
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	17.74	18.39	19.03	18.37	18.86
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	190,085	460,594	307,096	1,002,217	525,231
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,275	57,818	260,688	299,164	181,786
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	54,183	1,896	37,180	1,814	51,614
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	1,909,788	1,848,227	1,231,912	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	-	-	-	1,442,360	1,839,023
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,824 [165]	1,867 [176]	1,891 [167]	1,839 [167]	1,850 [179]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	151,813	223,280	190,437	331,444	374,023
経常利益	百万円	66,997	108,712	64,718	128,633	140,546
中間純利益	百万円	52,127	77,612	46,621	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	94,573	97,125
資本金	百万円	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424	1,000,424
発行済株式総数	千株	43,632	43,632	43,632	43,632	43,632
純資産額	百万円	3,755,115	3,929,506	4,023,711	3,886,598	4,009,152
総資産額	百万円	21,264,698	21,442,181	21,246,317	21,160,526	21,353,335
預金残高	百万円	-	-	-	-	-
貸出金残高	百万円	14,644,511	14,985,069	14,658,463	15,176,293	14,922,265
有価証券残高	百万円	3,200,634	3,133,798	3,562,203	2,996,588	3,299,330
1株当たり配当額	円	-	-	-	419	490
自己資本比率	%	17.66	18.33	18.94	18.37	18.78
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,274 [113]	1,283 [127]	1,293 [116]	1,270 [115]	1,261 [125]

(注) 1. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

2【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2024年9月30日現在、当行、子会社109社（うちD B Jアセットマネジメント株式会社等の連結子会社44社、非連結子会社65社）及び関連会社29社（持分法適用関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。なお、当行は、当行設立の根拠である「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「D B J法」という。）に基づく業務を行っております。

当中間連結会計期間において、当行グループが営む事業内容については、重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動につきましては、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2024年9月30日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,293 [116]	598 [51]	1,891 [167]

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2．嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2024年9月30日現在

従業員数（人）	1,293 [116]
---------	------------------

（注）1．従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2．従業員数は、執行役員9人を含み、代表取締役3人及び常務執行役員14人（うち、取締役兼務者5人）を含んでおりません。

3．嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

4．当行の従業員組合は、日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は1,133人でありま
す。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループにおける、具体的な経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に重要な変更はありませんが、以下のとおりであります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本半期報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

<第5次中期経営計画の策定・推進>

第5次中期経営計画の基本方針

デジタル化や生産年齢人口の減少、グローバル化、サステナビリティへの意識の高まり等、抜本的な人口構造や社会構造の変革が加速し、社会課題とお客様の経営課題が一体不可分となることを見込まれる中、当行グループは、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、リスクマネーやナレッジを活用しながらお客様起点で投融資機会を創出することで、我が国金融市場の活性化に貢献し、経済価値と社会価値の両立に取り組みます。

目標とする経営指標

2021年5月に公表しました第5次中期経営計画については、その骨格を維持しつつ取組を強化すべく2023年5月に見直しを公表しております。第5次中期経営計画最終年度の財務目標は下表のとおりとし、引き続き収益性と健全性の双方に配慮したリスク・リターン・ポートフォリオの構築を目指します。

なお、以下の目標とする経営指標は、当行グループが見直し後の第5次中期経営計画を公表いたしました2023年5月16日現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

<経営指標（連結）>

	2025年度（第5次中期経営計画最終年度）目標（注）1
業務粗利益（注）2	2,100億円程度
親会社株主に帰属する当期純利益	850億円程度
経費率（注）3	34%程度
総資産	21兆円程度
ROA（注）3	1%程度
ROE（注）3	3%程度
自己資本比率 （パーゼル 最終化完全適用ベース）（注）4	14%程度

（注）1．2023年5月に見直しを公表。

2．クレジットコスト除き、経営管理上の実態業務粗利益。

3．経費率、ROAは業務粗利益比。ROEは当期純利益比。

4．普通株式等Tier1比率。

第5次中期経営計画に基づく具体的な主要な施策

DBJ GRIT戦略

新型コロナウイルス感染拡大で加速した2050年の持続可能な社会への流れを踏まえ、民間金融機関等と連携し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組（Green）やしなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を支援する取組（Resilience & Recovery）、長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取組（Innovation）、カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取組（Transition / Transformation）を、投融資一体のビジネスモデルを活かし、お客様起点で支援します。

事業戦略

第5次中期経営計画を強化する取り組みとして、特にGXやサプライチェーン強靱化等、お客様のニーズに応えるためのリスクマネー供給機能の強化、日本経済の成長促進のためのスタートアップをはじめとした新事業創出への支援、産業・地域・世代を繋ぐ地域におけるトランジションへの支援、変化に適応し未来を創造するための人材育成に注力して参ります。

（産業をつなぐ：産業の潜在力を引き出す）

- ・既存業種を超えた横断テーマへの対応を強化

- ・ CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）と連携したリスクマネー供給や大企業とベンチャー等をつなぐ取組
 - ・ イノベーションの社会実装への挑戦
- （世代をつなぐ：しなやかで強い社会を次世代につなぐ）
- ・ 持続可能な社会の実現に向けたインフラ整備の推進
 - ・ 災害とその復旧に備える官民連携の推進
 - ・ サプライチェーン強靱化支援
 - ・ お客様のトランジションや非財務価値の見える化に向けたエンゲージメント（対話と行動）の強化
 - ・ DBJサステナビリティ評価認証型融資等、当行の特色を活かしたサステナブルファイナンスの推進
- （地域をつなぐ：地域の新たな発展を支援）
- ・ 脱炭素に向け各地域の特徴を踏まえた公正な移行の支援
 - ・ 地域の交流人口を増やす取組の推進
 - ・ ナレッジを活用した特色ある地域資源の発掘
 - ・ 事業承継支援や再生案件への取組
 - ・ 地域金融機関との連携・協働を通じたリスクマネー供給

経営基盤戦略

事業戦略の着実な遂行のために、非財務資本を含めた経営基盤を強化して参ります。

（財務資本）

- ・ リスク/リターン管理の高度化
- ・ サステナビリティボンド等を含む資金調達手法の多様化

（非財務資本）

- ・ 人的・知的資本：戦略に整合した人材の確保や人材育成の強化、業務効率化、高付加価値化を含めた仕事の進め方改革
- ・ 関係資本：金融機関等をはじめとする他社との協働、ステークホルダーとのコミュニケーション強化

<危機対応業務等への取組>

危機対応業務については、当行は指定金融機関として行って参りましたが、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）において、当分の間、当行による実施が義務付けられるとともに、その適確な実施のための政府出資（交付国債の償還によるものを含む。）に係る期限の延長等所要の措置が講じられています。係る危機対応業務については、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等にも合致しており、今後とも着実に取り組むべきものと考えております。

近年では、我が国の産業・社会インフラ・地域に未曾有の被害をもたらした「東日本大震災」に加え、2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」につきましても、過去の震災対応における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、危機対応業務等を適切に遂行して参りました。また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、2023年3月末に業務を完了するまで、同事案による影響を受けた事業者への支援に取り組んで参りました。

危機対応業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<危機対応業務について>をご参照ください。

<特定投資業務への取組>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられています。

なお、2020年5月22日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下「令和2年改正法」という。）に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に承継したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を活かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務につきましては、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」「(1) 経営成績等の状況の概要」<特定投資業務について>をご参照ください。

2【事業等のリスク】

当行は、前連結会計年度の有価証券報告書において、「事業等のリスク」として当行グループ（当行及びその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載いたしました。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示をいたしました。

当半期報告書においては、当中間連結会計期間中に重要な変更があった事項について、以下のように記載いたします。なお、以下の各見出しの項目番号は、前連結会計年度の有価証券報告書における「事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。また前連結会計年度の有価証券報告書からの変更点に関しては「」で示しております。なお、当該事項の変更点の前後について、一部省略しております。

「事業等のリスク」においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当半期報告書提出日現在において当行グループ（当行及び当行連結子会社）が判断したものであります。

(4) 信用リスクについて

（前略）

2024年9月30日時点における連結ベースでの不良債権比率は0.80%となっております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間連結会計期間における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況は、以下のとおりであります。

経営成績等の概要

（金融経済環境）

我が国経済は、消費や設備投資の持ち直しが鈍い中、回復に足踏みがみられました。個人消費は、物価高が続く中でサービス消費が横ばいとなるほか、財消費も自動車などが持ち直す一方で夏場の天候の影響もあり、回復が足踏みしました。輸出は、インバウンドなどは増加しましたが、財輸出が伸び悩み、横ばいとなりました。企業収益は、円安や価格転嫁の進展などにより、製造業、非製造業とも増収増益基調となり、高水準を維持しました。消費者物価は、食料価格の伸びは縮小しましたが、エネルギー価格の上昇により、前年比で2%を超える伸びが続きました。

金融面では、コロナ禍の債務返済が進捗する一方、全体としては堅調な業績や緩和的な金融環境のもとで貸出残高の緩やかな増加が続きました。インフレ率の低下により米国や欧州で利下げが進み、日本銀行が異次元緩和政策を終了して利上げに転じる中、日本の長期金利は0.8%台で終わりました。為替レートは、日米の金利差縮小により9月に1米ドル＝143円まで円高が進みました。日経平均株価は、日本や米国の金融政策の動向などにつれて変動し、37,000円台で終わりました。

（企業集団の事業の経過及び成果）

当行は、DBJ法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項の規定に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して2008年10月1日に設立されております。

当行は設立されて以降、「投融資一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関として、投資・融資を両輪とした幅広いサービスをご提供しております。

これまでの政策金融機関としての経験を活用し、長期的かつ中立的な視点で、お客様が描く未来像を形にするお手伝いをしていきたいと考えております。

< 当中間会計期間の概況について >

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当中間会計期間の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、役員取引関連業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当中間会計期間における融資額は1兆7,916億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、平成27年改正法に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当中間会計期間における投資額は1,537億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務やアレンジャー業務等の役務取引関連業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワークやノウハウ等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ったほか、ノンリコースローン等の金融手法を活用した案件のアレンジ等にも積極的に取り組んで参りました。当中間会計期間における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計73億円となりました。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のエグジット等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	比較
連結業務粗利益	1,530	1,079	450
経常利益	1,105	727	378
親会社株主に帰属する中間純利益	793	509	284
連結総自己資本比率	16.08%	18.23%	2.14%
連結普通株式等Tier 1 比率	15.90%	18.01%	2.10%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期間を含むスポット債を発行、また、MTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当中間会計期間における社債（財投機関債）による調達額4,256億円）するなど、取組を強化しております。当行は2014年に初のグリーンボンドを、2015年からはサステナビリティボンドを毎年継続発行していますが、当中間会計期間においては、外貨建てで2本のサステナビリティボンドを発行した他、当行としては初めて、国内で公募形式のトランジションボンドを発行しております。さらに、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当中間会計期間における財政投融資を除く借入による調達額2,416億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置付け、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」においても、インフラ復旧支援や地場企業向け支援を行いました。

2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しました。2021年3月には、多くの雇用の担い手である飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く非常に厳しい経営環境を踏まえ、政府よりかかる事業者に対する支援強化の要請を受け、当行としては「危機対応業務特別対応室」及び同室内における「飲食・宿泊専門チーム」を立ち上げました。専門チームの設置により、特に飲食・宿泊等の事業者に対する審査期間の一層の迅速化を図り、また、飲食・宿泊等の中堅及び大企業を対象とする優先株式の引受ファンドを設立する等、様々な施策もあわせて講じて参りました。

爾後、事業者からの資金需要が次第に減少したこともあり、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」に関する危機対応業務については、主務省からの「危機対応認定に係る通知文（財政第355号、4経営第1507号、20220915中第4号）」により、2023年3月末を以て終了となっております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2024年9月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

融資額：8兆7,405億円（1,684件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与等（損害担保を含む。）を受けた金額であります。2024年9月末における残高は1兆9,142億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,919億円（181件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆5,210億円（524件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は2,715億円（121件）です。

（注4）危機対応業務に係る不良債権比率は2.17%です。

損害担保：6,093億円（278件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。2024年9月末における残高は1,206億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は3,410億円（231件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は1,833億円（67件）です。

（注4）当行の取引先であるマイクロメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。

（注5）損害担保取引に係る契約に基づき、当中間会計期間において、当行が日本公庫より受領した補償金は5億円あります。また、補償金の支払いを受けた債権について、当中間会計期間において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」という。）した金額はありません。

C P購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P購入額になります。なお、2024年9月末における残高はありません。

（注2）2010年度以降における取組実績はありません。

<2024年度（第17期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2024年度（第17期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、現在危機認定事案はございませんが、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当中間会計期間においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2024年9月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当中間会計期間における業績の概要については、<当中間連結会計期間業績の概要>をご参照ください。

<特定投資業務について>

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

なお、令和2年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に継承したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2024年9月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、1兆2,831億円（236件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める中間業務別収支計算書については、「第2 事業の状況」「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（参考）特定投資業務に係る中間業務別収支計算書<単体>」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界等、以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2024年9月末時点）

秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
遠藤 信博（日本電気株式会社特別顧問）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）
田代 桂子（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長）
辻 松雄（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
津曲 貞利（日本瓦斯株式会社代表取締役社長）

<2024年度（第17期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2024年度（第17期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当中間会計期間においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「経済財政運営と改革の基本方針2024」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当中間会計期間においては8件（取組開始からの累計として68件）の共同ファンドを組成）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2024年9月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の<特定投資業務について>もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2024年9月末現在）

1兆2,831億円(236件) うち投融資実績額1兆1,991億円

- (注1) 2024年9月末時点で、投融資実績額1兆1,991億円に対して誘発された民間投融資額については総額7兆5,010億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。
- (注2) 投融資決定した236件のうち、個別案件への投融資決定件数は168件、共同ファンドの組成決定件数は68件(共同ファンドからの投融資決定件数は599件)となっております。なお、当中間会計期間の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。
(<https://www.dbj.jp/news/>)
- (注3) 2024年9月末時点で、特定投資指針(令和6年財務省告示第53号)二(2)ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える個別案件への投融資決定件数は10件、共同ファンドからの投融資決定件数は1件あります。
- (注4) 2024年9月末時点で、特定投資指針(令和6年財務省告示第53号)二(2)ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える個別案件への投融資決定件数は2件あります。
- (注5) エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計46件あります。

一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当中間会計期間においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2024年9月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成(当中間会計期間においては、特定投資業務として8件の共同ファンドを組成)等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当中間会計期間に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、1兆円超の投融資決定と順調に業務が進捗し、民間の呼び水効果も着実に表れていることに加え、累積利益が十分に確保されている点につき評価いただいたほか、引き続き地域金融機関との連携、スタートアップ支援及びカーボンニュートラルやサプライチェーン強靱化の実現に資するような事例の積み上げを含め、民間金融機関と協調したリスクマネー供給による企業の成長支援に努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、スタートアップの創出・育成、オープンイノベーションの推進、グリーン社会の実現に資する事業及び、重要物資の安定供給確保等のサプライチェーン強靱化等への取組に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配慮しながら、リスクマネーの供給を一層強化して参ります。

なお、第19回会合も2024年12月26日に開催する予定であり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ1回（計3回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2024年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第19回会合において行う予定であり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置付け、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしております。なお、当中間会計期間におきましては、1回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2024年9月末時点）

秋池 玲子（ポストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）
秋野 哲也（株式会社常陽銀行取締役頭取（代表取締役））
井手 博（株式会社IHI代表取締役社長最高経営責任者）
國部 毅（株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長）
原田 一之（京浜急行電鉄株式会社取締役会長（代表取締役））

社外取締役（敬称略、2024年9月末時点）

進藤 孝生（日本製鉄株式会社相談役）
齋木 尚子（外務省参与）

<2024年度（第17期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2024年度（第17期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融资等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当中間会計期間においては、民間金融機関及び協会との間で、計3回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見がありました。連携・協働に関しては、民間金融機関だけではリスクの取りにくい分野におけるリスクテイクや、多額の資金を要する案件における量的補完、サプライチェーンの強化や地域のトランジション推進に関する案件での連携・協働や、勉強会等を通じたナレッジの提供に対する期待が寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当中間会計期間に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、2024年度（第17期）事業計画に基づく第5次中期経営計画で掲げる施策の実績化や、リスクマネー供給者の裾野拡大に向けて引き続き取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、民間金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行うとともに、当行グループの機能を活用しながら顧客の課題解決へ取り組むこととしております。今後も適切なモニタリングに努め、意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進して参ります。

なお、民間金融機関及び協会とは、2024年11月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2025年2月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

その他の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2024年度（第17期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2024年9月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関との間でPPP/RFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、人的資本関連では、コロナ禍からの回復状況等を踏まえ、東京圏の転入超過による一極集中が再び強まる一方で、依然として地方からの人口流出傾向は継続しており、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、産業資本関連では、国内外におけるカーボンニュートラルの議論が活発化する中、各地域で発足した協議会等において、地域のトランジションについて検討が進められています。

かかる状況下、当行グループは、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（1）交流人口増加、（2）地域資源の有効活用、（3）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（1）に関しては、アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より12年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、「スポーツ」を活かしたまちづくりに関して事業者や地方自治体へのアドバイス、「スポーツ・音楽・文化芸術等交流人口型イベント（集客エンタメ産業）の社会的価値」をテーマとした研究等に取り組んできました。

（2）に関しては、公有資産マネジメント支援、都市におけるグリーンインフラの推進に向けた「グリーン」の社会的価値の可視化に関する取組、森林分野において地域資源循環の拡大とグリーントランジションを両立させるための課題解決等へ向けた取組等に取り組んできました。

（3）に関しては、関係省庁（内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省・法務省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP/RFI大学校」、「PPP/RFIセミナー」開催による当該分野の普及啓発、当行と株式会社日本経済研究所及び一般財団法人日本経済研究所にて創設した「社会インパクト評価チーム」によるPFS/SIB（ソーシャルインパクトボンド）の導入促進に向けた取組等、官民連携支援を一層推進してきました。

そのほかにも、当行グループの長期ビジョンを踏まえ2030年に向けた具体的な戦略として策定した「GRIT戦略」に関し、産業・地域におけるカーボンニュートラル実現・脱炭素推進や、レジリエンス向上等の観点から、2023年6月に「地域×トランジションのあり方～エネルギー・関連産業を中心とした広域エリア戦略～」を公表し、各地域における対話を深める取組をしています。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じたリスクマネー供給に係る取組を推進していることに加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所並びに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置するとともに、被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設しました。これらも活用しながら、令和6年能登半島地震を含む被災地域及び被災事業者の復旧・復興支援に取り組んでおります。

当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口に寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

< 当中間連結会計期間業績の概要 >

以上のような事業の経過のもと、当中間連結会計期間の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、21兆5,759億円（前連結会計年度末比1,226億円減少）となりました。このうち貸出金は14兆5,751億円（同比2,547億円減少）となりました。

負債の部につきましては、17兆4,535億円（同比1,361億円減少）となりました。このうち、債券及び社債は6兆8,542億円（同比1,294億円増加）、借入金は9兆5,570億円（同比2,655億円減少）となりました。

また、支払承諾につきましては、7,531億円（同比213億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、4兆1,223億円（同比134億円増加）となりました。

なお当行は、本年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日/2024年3月31日、配当金総額213億円、1株当たり490円、配当性向24.99%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は694億円（同比9億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,111億円（前中間連結会計期間比332億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,343億円（同比274億円増加）、役員取引等収益が129億円（同比21億円増加）、その他業務収益が44億円（同比20億円減少）及びその他経常収益が594億円（同比607億円減少）となりました。また、経常費用は1,384億円（同比46億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が740億円（同比171億円増加）、役員取引等費用が3億円（同比22億円減少）、その他業務費用が34億円（同比37億円減少）、営業経費が344億円（同比29億円増加）及びその他経常費用が261億円（同比94億円減少）となりました。この結果、経常利益は727億円（同比378億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については602億円（同比102億円増加）、役員取引等収支については126億円（同比44億円増加）、その他業務収支については9億円（同比17億円増加）となりました。なお、その他経常収支は332億円（同比513億円減少）と増益となりました。

これらにより、税金等調整前中間純利益は717億円（同比401億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税239億円（同比3億円減少）、法人税等調整額37億円（益）（同比112億円減少）及び非支配株主に帰属する中間純利益5億円（同比0億円減少）を計上いたしました結果、当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益は509億円（同比284億円減少）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,070億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは2,606億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは371億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて6,071億円減少し、1兆2,319億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく当行連結ベースの債権（正常債権除く）は1,235億円（前連結会計年度末比197億円減少）となり、不良債権比率は0.80%（同比0.12ポイント低下）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

国内・海外別収支

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	47,271	2,749	-	50,020
	当中間連結会計期間	57,318	2,953	-	60,272
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	104,107	2,782	-	106,890
	当中間連結会計期間	131,361	2,962	-	134,324
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	56,836	33	-	56,870
	当中間連結会計期間	74,042	9	-	74,051
役務取引等収支	前中間連結会計期間	8,526	1,348	1,651	8,223
	当中間連結会計期間	13,144	1,459	1,959	12,643
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	11,091	1,349	1,649	10,792
	当中間連結会計期間	13,460	1,465	1,959	12,965
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,564	1	2	2,568
	当中間連結会計期間	315	5	0	321
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,071	319	-	752
	当中間連結会計期間	810	173	-	984
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,945	1,489	-	6,434
	当中間連結会計期間	3,994	405	-	4,400
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	6,017	1,170	-	7,187
	当中間連結会計期間	3,184	232	-	3,416

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。なお、当行には海外店はありませぬ。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況
国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	17,525,433	104,107	1.19
	当中間連結会計期間	17,989,461	131,361	1.46
うち貸出金	前中間連結会計期間	14,843,175	87,417	1.18
	当中間連結会計期間	14,609,835	98,169	1.34
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,252,957	14,114	1.25
	当中間連結会計期間	2,631,499	29,796	2.26
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	363,185	17	0.01
	当中間連結会計期間	607,486	520	0.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	74,376	54	0.15
うち預け金	前中間連結会計期間	66,115	134	0.41
	当中間連結会計期間	66,263	150	0.45
資金調達勘定	前中間連結会計期間	17,019,344	56,836	0.67
	当中間連結会計期間	16,267,888	74,042	0.91
うち債券	前中間連結会計期間	2,984,872	35,771	2.40
	当中間連結会計期間	2,961,185	44,232	2.99
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	473,071	122	0.05
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	236,775	119	0.10
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	10,027,024	8,738	0.17
	当中間連結会計期間	9,729,942	9,801	0.20
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,565	67	5.26
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	3,294,949	12,440	0.76
	当中間連結会計期間	3,576,554	19,808	1.11

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	174,600	2,782	3.19
	当中間連結会計期間	163,086	2,962	3.63
うち貸出金	前中間連結会計期間	53,740	863	3.21
	当中間連結会計期間	35,366	799	4.52
うち有価証券	前中間連結会計期間	119,965	1,910	3.19
	当中間連結会計期間	126,789	2,149	3.39
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	893	8	1.86
	当中間連結会計期間	929	14	3.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	447	33	14.89
	当中間連結会計期間	360	9	5.36
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	0	-	-
	当中間連結会計期間	0	-	-
うち短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。なお、当行には海外店はありませぬ。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	17,700,033	106,890	1.21
	当中間連結会計期間	18,152,547	134,324	1.48
うち貸出金	前中間連結会計期間	14,896,916	88,281	1.19
	当中間連結会計期間	14,645,202	98,968	1.35
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,372,923	16,025	1.35
	当中間連結会計期間	2,758,289	31,946	2.32
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	363,185	17	0.01
	当中間連結会計期間	607,486	520	0.17
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	74,376	54	0.15
うち預け金	前中間連結会計期間	67,008	142	0.43
	当中間連結会計期間	67,193	164	0.49
資金調達勘定	前中間連結会計期間	17,019,791	56,870	0.67
	当中間連結会計期間	16,268,248	74,051	0.91
うち債券	前中間連結会計期間	2,984,872	35,771	2.40
	当中間連結会計期間	2,961,185	44,232	2.99
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	473,071	122	0.05
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	236,775	119	0.10
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	10,027,024	8,738	0.17
	当中間連結会計期間	9,729,942	9,801	0.20
うち短期社債	前中間連結会計期間	2,565	67	5.26
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち社債	前中間連結会計期間	3,294,949	12,440	0.76
	当中間連結会計期間	3,576,554	19,808	1.11

国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	11,091	1,349	1,649	10,792
	当中間連結会計期間	13,460	1,465	1,959	12,965
うち貸出業務	前中間連結会計期間	5,889	-	-	5,889
	当中間連結会計期間	6,606	-	-	6,606
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,056	-	-	1,056
	当中間連結会計期間	919	-	-	919
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,564	1	2	2,568
	当中間連結会計期間	315	5	0	321

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は「相殺消去額()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

該当事項はありません。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	14,834,808	100.00	14,554,798	100.00
製造業	2,742,409	18.49	2,779,826	19.10
農業，林業	373	0.00	305	0.00
漁業	2,800	0.02	2,800	0.02
鉱業，採石業，砂利採取業	174,095	1.17	168,089	1.15
建設業	40,451	0.27	53,671	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業	3,541,738	23.87	3,147,496	21.63
情報通信業	164,331	1.11	272,731	1.87
運輸業，郵便業	3,132,081	21.11	2,992,402	20.56
卸売業，小売業	1,010,017	6.81	1,030,685	7.08
金融業，保険業	665,144	4.48	641,929	4.41
不動産業，物品賃貸業	2,947,786	19.87	3,113,601	21.39
各種サービス業	401,791	2.71	340,494	2.34
地方公共団体	11,784	0.08	10,755	0.07
その他	1	0.00	7	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	53,484	100.00	20,363	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	53,484	100.00	20,363	100.00
合計	14,888,293	-	14,575,161	-

（注）１．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	377,223	-	-	377,223
	当中間連結会計期間	630,583	-	-	630,583
地方債	前中間連結会計期間	21,473	-	-	21,473
	当中間連結会計期間	22,063	-	-	22,063
短期社債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
社債	前中間連結会計期間	882,331	-	-	882,331
	当中間連結会計期間	878,551	-	-	878,551
株式	前中間連結会計期間	742,574	-	-	742,574
	当中間連結会計期間	767,982	-	-	767,982
その他の証券	前中間連結会計期間	874,697	173,019	-	1,047,717
	当中間連結会計期間	1,001,248	188,343	-	1,189,591
合計	前中間連結会計期間	2,898,300	173,019	-	3,071,320
	当中間連結会計期間	3,300,429	188,343	-	3,488,772

- （注）1．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
- 2．「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。
- 3．「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(参考)

特定投資業務に係る中間業務別収支計算書 < 単体 >

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合 計
経常収益	22,667	167,770	190,437
資金運用収益	18,282	112,969	131,251
役務取引等収益	2,068	6,654	8,723
その他業務収益	-	4,401	4,401
その他経常収益	2,316	43,745	46,061
経常費用	7,099	118,620	125,719
資金調達費用	-	73,237	73,237
役務取引等費用	10	279	289
その他業務費用	-	3,721	3,721
営業経費	1,481	31,193	32,674
その他経常費用	5,607	10,188	15,795
経常利益	15,568	49,150	64,718
特別利益	-	1	1
特別損失	-	302	302
税引前中間純利益	15,568	48,849	64,417
法人税等合計	4,399	13,395	17,795
中間純利益	11,168	35,453	46,621

(注記)

1. 中間業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

中間業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

中間業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

() 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分。

() 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の中間会計期間の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び中間期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとす

る。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

()その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用(特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。))及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

()その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。)特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。))及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び中間期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

()法人税等合計(特定投資業務に係る税引前中間純利益又は税引前中間純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

()外貨建資産に係る為替差損益(特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

(参考)

中間業務別収支計算書及び注記に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月5日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介 印

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間業務別収支計算書及び注記（以下併せて「中間収支計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の中間収支計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「中間収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-中間収支計算書の作成の基礎

中間収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

中間収支計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して中間収支計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間収支計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間収支計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての中間収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から中間収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 中間収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において中間収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間収支計算書の注記事項が適切でない場合は、中間収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間収支計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-金融商品取引法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の中間収支計算書のほかに、2025年3月31日をもって終了する事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠した中間財務諸表を作成しており、当監査法人は、これらに対して2024年12月5日に別途、中間監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 中間収支計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 中間収支計算書は、有限責任監査法人トーマツによる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形を参考にした表示としております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は2024年3月末より、最終化されたパーゼルを適用し、自己資本比率を算出しております。

また、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	18.23
2. 連結Tier 1比率(5/7)	18.03
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	18.01
4. 連結における総自己資本の額	41,219
5. 連結におけるTier 1資本の額	40,759
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	40,711
7. リスク・アセットの額	226,040
8. 連結総所要自己資本額	18,083

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2024年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	18.28
2. 単体Tier 1比率(5/7)	18.08
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	18.08
4. 単体における総自己資本の額	40,752
5. 単体におけるTier 1資本の額	40,300
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	40,300
7. リスク・アセットの額	222,840
8. 単体総所要自己資本額	17,827

(資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しております。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	37	25
危険債権	1,119	1,030
要管理債権	234	179
正常債権	158,228	153,158

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、当行グループにおける業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当行グループ(当行及びその連結子会社)の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

なお、文中に将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(ア) 当中間連結会計期間の経営成績の分析

損益の状況<連結>

当中間連結会計期間では、資金利益が運用収益の増加等により602億円（前中間連結会計期間比102億円増加）となったものの、株式等売却益の減少等により、投資関係損益が268億円（同比642億円減少）となったこと等から、連結業務粗利益は1,079億円（同比450億円減少）となりました。営業経費は344億円（同比29億円増加）となり、連結業務純益は734億円（同比480億円減少）となりました。

与信関係費用については、一部取引先の業況改善等により24億円（同比122億円減少）の利益計上となりました。その結果、経常利益は727億円（同比378億円減少）、親会社株主に帰属する中間純利益は509億円（同比284億円減少）となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結業務粗利益 (= + + +)	1,530	1,079	450
資金利益	500	602	102
投資関係損益	910	268	642
株式等関係損益	758	29	729
ファンド関連損益	103	197	93
持分法による投資損益	48	41	6
役務取引等利益	82	126	44
その他業務関連利益(注)1	37	81	44
営業経費	315	344	29
連結業務純益 (= +)	1,214	734	480
与信関係費用(は費用)	98	24	122
一般貸倒引当金繰入額(は繰入)	22	-	22
不良債権関連処理額	77	15	61
貸倒引当金戻入益・取立益等	1	39	37
株式等償却	10	31	20
経常利益 (= + +)	1,105	727	378
特別損益	12	10	22
税金等調整前中間純利益 (= +)	1,118	717	401
法人税等合計	318	202	115
中間純利益 (= +)	799	514	285
非支配株主に帰属する中間純利益	5	5	0
親会社株主に帰属する中間純利益 (= -)	793	509	284

(注) 1. その他業務関連利益 = その他業務収益 + その他業務費用() + 土地建物賃貸料 + 売電収入等

ROA、ROE<連結>

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	単位(%)	単位(%)
ROA(親会社株主に帰属する中間純利益比)	0.73	0.47
ROE(親会社株主に帰属する中間純利益比)	3.99	2.49

(注) 年換算のうえ数値を記載しております。

与信関係費用<連結>

当中間連結会計期間では、一部取引先の業況改善等により、一般貸倒引当金戻入が17億円、個別貸倒引当金戻入が18億円となったこと等により、与信関係費用は全体で24億円の利益計上となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
与信関係費用(は費用) (= + + + +)	98	24
貸倒引当金繰入()・戻入	99	36
一般貸倒引当金繰入()・戻入	22	17
個別貸倒引当金繰入()・戻入	77	18
偶発損失引当金繰入()・戻入	0	0
貸出金償却	0	15
償却債権取立益	1	1
貸出債権売却損()益	-	-

投資関係損益<連結>

当中間連結会計期間では、ファンド関連損益が増加したものの、株式等売却損益の減少等により株式等関係損益が減少したこと等から、投資関係損益は268億円となり、前中間連結会計期間を下回る利益水準となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
投資関係損益 (= + +)	910	268
株式等関係損益 (= + +)	758	29
投資損失引当金繰入()・戻入	0	-
株式等売却損()益	710	4
株式等償還益	48	25
ファンド関連損益 (= +)	103	197
ファンド関連利益	213	289
ファンド関連損失	109	92
持分法投資損益	48	41

(イ) 当中間連結会計期間の財政状態の分析
貸借対照表<連結>

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当中間連結会計期間末 (2024年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部合計	216,986	215,759	1,226
現金預け金	18,463	12,410	6,053
有価証券	32,394	34,887	2,493
国債	4,237	6,305	2,068
地方債	221	220	1
社債	8,818	8,785	32
株式	7,566	7,679	113
その他の証券	11,550	11,895	345
貸出金	148,299	145,751	2,547
有形固定資産	4,879	4,812	67
支払承諾見返	7,318	7,531	213
貸倒引当金	1,101	1,062	39
その他	6,733	11,427	4,694
負債の部合計	175,897	174,535	1,361
債券・社債	67,247	68,542	1,294
借入金	98,225	95,570	2,655
その他	10,424	10,423	1
純資産の部合計	41,088	41,223	134
資本金	10,004	10,004	-
危機対応準備金	2,065	2,065	-
特定投資準備金	15,778	15,920	142
特定投資剰余金	553	553	-
資本剰余金	2,954	2,658	296
利益剰余金	8,801	9,096	295
その他の包括利益累計額	773	767	6
非支配株主持分	157	156	1

<資産の部>

当中間連結会計期間末の資産の部合計は21兆5,759億円となり、前連結会計年度末比1,226億円の減少となりました。貸出金が同比2,547億円減少したこと等が主な要因です。なお、国債や、その他に含まれるコールローン及び買現先勘定等を前連結会計年度末比で増加させたことにより、現金預け金は同比6,053億円減少しております。

<負債の部>

当中間連結会計期間末の負債の部合計は17兆4,535億円となり、前連結会計年度末比1,361億円の減少となりました。

<純資産の部>

当中間連結会計期間末の純資産の部合計は4兆1,223億円となり、前連結会計年度末比134億円の増加となりました。前連結会計年度の決算に基づく配当金の支払い（2024年6月実施）があったものの、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、利益剰余金が増加したこと等が要因です。

なお、特定投資業務に関連して、国庫納付等があったものの、政府からの産投出資受け入れ及び資本剰余金からの振り替えにより、特定投資準備金が前連結会計年度末比142億円増加しております。

期別投融資額及び資金調達額状況（フロー）<単体>

当行の融資等の金額につきましては、当中間会計期間は1兆7,916億円となりました。また、投資の金額につきましては、当中間会計期間は1,537億円となりました。当中間会計期間における融資業務及び投資業務の取組については、上述の(1) 経営成績等の状況の概要（企業集団の事業の経過及び成果）<当中間会計期間の概況について>をご参照下さい。

当行の資金調達につきましては、当中間会計期間は財政投融資が3,123億円、社債（財投機関債）が4,256億円、長期借入金が2,416億円となりました。当中間会計期間における自己調達基盤拡充の取組については、上述の(1) 経営成績等の状況の概要（企業集団の事業の経過及び成果）<当中間会計期間の概況について>をご参照下さい。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額（億円）	金額（億円）
投融資額	17,614	19,453
融資等（注）1	15,423	17,916
投資（注）2	2,191	1,537

（注）1．社債を含む経営管理上の数値であります。

2．有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額（億円）	金額（億円）
資金調達額	17,614	19,453
財政投融資	2,335	3,123
財政融資資金	600	1,200
政府保証債（国内債）	300	500
政府保証債（外債）（注）1	1,435	1,423
償還年限5年未満の政府保証債（国内債）	-	-
社債（財投機関債）（注）1, 2	3,934	4,256
長期借入金（注）3, 4	2,380	2,416
回収等（注）5	8,964	9,657

（注）1．外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

2．短期社債は含んでおりません。

3．当中間会計期間の長期借入金のうち、日本公庫からの借入はございません。

4．外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

5．産業投資出資金を含んでおります。

投融资残高及び資金調達残高<単体>

当中間会計期間末の融資等残高は、前事業年度末比2,384億円減少し15兆869億円となりました。また、当中間会計期間末の投資残高は、同比487億円増加し2兆114億円となりました。

また、当中間会計期間末の資金調達残高は、同比1,308億円減少し16兆2,219億円となりました。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
融資等残高(注)1	153,254	150,869
投資残高(注)2	19,626	20,114

(注)1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
資金調達残高	163,527	162,219
財政投融资等	89,726	88,082
財政融資資金等	58,804	58,332
政府保証債(国内債)(注)1	9,850	10,050
政府保証債(外債)(注)1,2	21,071	19,699
償還年限5年未満の政府保証債(国内債)(注)1	-	-
財投機関債(注)1,2	750	750
社債(財投機関債)(注)1,2,3,4	35,579	38,048
長期借入金(注)5	37,471	35,338
うち日本公庫より借入	22,229	19,793

(注)1. 債券は額面ベースとなっております。

2. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

3. 株式会社化以降の発行分であります。

4. 短期社債は含んでおりません。

5. 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

危機対応業務に係る残高<単体>

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)
	残高(億円)	残高(億円)
融資額(注)1	21,603	19,142
損害担保(注)2	1,914	1,206

(注)1. 日本公庫より信用の供与(損害担保を含む。)を受けたものであります。

2. 融資及び出資に損害担保契約を付したものの合計であります。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会へ報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて監査法人による監査を受け、開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

当中間連結会計期間末におけるリスク管理債権及び金融再生法開示債権は、1,235億円となりました。債務者区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が25億円、危険債権が1,030億円、貸出条件緩和債権が179億円となっております。不良債権比率は、前連結会計年度末比0.12ポイント減少し、0.80%となりました。

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況<連結>

債務者区分	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当中間連結会計期間末 (2024年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31	25	5
危険債権	1,169	1,030	138
要管理債権	232	179	53
うち三月以上延滞債権	-	-	-
うち貸出条件緩和債権	232	179	53
小計 (1)	1,433	1,235	197
正常債権(2)	154,437	152,323	2,113
債権合計(3)	155,870	153,559	2,311
不良債権比率(1)/(3) (%)	0.92	0.80	0.12

リスク管理債権の業種別構成<連結>

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当中間連結会計期間末 (2024年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
製造業	607	645
農業, 林業	-	-
漁業	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
建設業	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	64	70
情報通信業	-	-
運輸業, 郵便業	19	15
卸売業, 小売業	103	95
金融業, 保険業	-	-
不動産業, 物品賃貸業	319	234
各種サービス業	319	173
地方公共団体	-	-
その他	-	-
合計	1,433	1,235

第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く。）として整理しております。）が

行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当中間連結会計期間の債権残高は1,667億円（うち正常債権を除くリスク管理債権は88億円、不良債権比率5.32%、なお当行全体<連結>の不良債権比率は0.80%）です。

第三セクター向け債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当中間連結会計期間末 (2024年9月末)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	86	62	24
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	32	26	5
小計 (1)	118	88	29
正常債権(2)	1,631	1,579	52
第三セクターに対する債権残高合計(未残) (3)	1,749	1,667	82
第三セクターに対する不良債権比率 (1)/(3)(%)	6.78	5.32	1.46

金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）＜単体＞

保全率

金融再生法開示債権に対する保全率は、前事業年度末比3.1ポイント低下し87.2%となりました。

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	98.7	1.3
危険債権	91.6	89.5	2.2
要管理債権	82.7	72.8	10.0
開示債権合計	90.4	87.2	3.1

信用部分に対する引当率

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	-
危険債権	86.4	84.7	1.7
要管理債権	62.3	45.0	17.3
開示債権合計	83.5	80.5	3.0

その他の債権に対する引当率

	前事業年度末 (2024年3月末)	当中間会計期間末 (2024年9月末)	比較
	単位(%)	単位(%)	単位(%)
要管理債権以外の要注意先債権	2.9	6.3	3.4
正常先債権	0.2	0.2	0.0

(ウ) 連結キャッシュ・フローの状況の分析及び資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当中間連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、危機対応融資の回収が進んだ一方で、コールローン及び買現先勘定等を増加させたこと等により、3,070億円の支出となりました（前中間連結会計期間は4,605億円の収入）。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却・償還による収入を上回ったこと等により、2,606億円の支出となりました（前中間連結会計期間は578億円の支出）。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、政府からの産投出資受け入れ等があったものの、国庫納付や配当金の支払等により371億円の支出となりました（前中間連結会計期間は18億円の収入）。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当期首に比べて6,071億円減少し、1兆2,319億円となりました。

当行グループの資本の財源及び資金の流動性に係る情報は以下のとおりであります。

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、1兆2,319億円となりました。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,605	3,070
投資活動によるキャッシュ・フロー	578	2,606
財務活動によるキャッシュ・フロー	18	371
現金及び現金同等物の中間期末残高	18,482	12,319

(エ) 連結自己資本比率 (国際統一基準)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

当中間連結会計期間末の普通株式等Tier 1 資本の額は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比375億円増加し4兆711億円となりました。また、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比6,582億円減少し22兆6,040億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の連結普通株式等Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.67ポイント上昇し、18.01%となりました。

	前連結会計年度末 (2024年3月末)	当中間連結会計期間末 (2024年9月末)
	金額(億円)	金額(億円)
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額	40,336	40,711
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	40,716	41,066
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	380	355
その他Tier 1 資本の額	49	48
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	50	49
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	0	0
計	40,385	40,759
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	477	459
Tier 2 資本に係る調整項目の額	-	-
計	477	459
(3) 総自己資本合計	40,863	41,219
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	228,208	221,720
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	4,413	4,320
計	232,622	226,040
連結総自己資本比率 (国際統一基準) = $\frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総自己資本}} \times 100 (\%)$	17.56	18.23
連結Tier 1 比率 = $\frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{Tier 1 資本} + \text{Tier 2 資本}} \times 100 (\%)$	17.36	18.03
連結普通株式等Tier 1 比率 = $\frac{\text{普通株式等Tier 1 資本}}{\text{Tier 1 資本} + \text{Tier 2 資本}} \times 100 (\%)$	17.33	18.01

(オ) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当行が中間連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、前事業年度の有価証券報告書から重要な変更はございません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末までに計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2024年12月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	43,632,360	43,632,360	-	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	43,632,360	43,632,360	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年6月26日 (注)1	-	43,632	-	1,000,424	130,000	164,063
2024年8月30日 (注)2	-	43,632	-	1,000,424	100,354	264,417

- (注)1. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23、会社法第448条及び2024年6月26日の定時株主総会決議に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、資本準備金から特定投資準備金への振替を実施しております。
2. 2024年6月26日開催の株主総会において、特定投資準備金の額を200,708百万円減少すること、上記の効力発生日を2024年8月30日とすることを決議し、2024年6月26日付で大臣認可を取得しております。その後、効力発生日たる2024年8月30日に、100,354百万円を国庫に納付し、同日、資本準備金の額が100,354百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	-	43,632	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の個数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,632,360	43,632,360	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 43,632,360	-	-
総株主の議決権	-	43,632,360	-

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4, 5 1,846,359	4, 5 1,241,046
コールローン及び買入手形	420,000	670,000
買現先勘定	2 -	2 235,980
金銭の信託	18,403	18,525
有価証券	1, 2, 3, 4, 8 3,239,409	1, 2, 3, 4, 8 3,488,772
貸出金	3, 4, 6 14,829,929	3, 4, 6 14,575,161
その他資産	3, 4, 5 196,490	3, 4, 5 179,393
有形固定資産	4, 5, 7 487,961	4, 5, 7 481,260
無形固定資産	4, 5 31,269	4, 5 29,653
退職給付に係る資産	5,509	7,625
繰延税金資産	1,638	1,573
支払承諾見返	3 731,806	3 753,125
貸倒引当金	110,171	106,212
投資損失引当金	0	0
資産の部合計	21,698,605	21,575,907
負債の部		
債券	4 3,161,914	4 3,045,139
借入金	4, 5 9,822,530	4, 5 9,557,020
社債	4, 5 3,562,851	4, 5 3,809,093
その他負債	271,832	260,861
賞与引当金	6,596	7,437
役員賞与引当金	24	26
退職給付に係る負債	8,405	7,889
役員退職慰労引当金	118	104
偶発損失引当金	148	52
繰延税金負債	23,529	12,843
支払承諾	731,806	753,125
負債の部合計	17,589,758	17,453,595
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	9 206,529	9 206,529
特定投資準備金	10 1,577,805	10 1,592,096
特定投資剰余金	10 55,302	10 55,302
資本剰余金	295,498	265,852
利益剰余金	880,113	909,695
株主資本合計	4,015,672	4,029,900
その他有価証券評価差額金	70,390	69,425
繰延ヘッジ損益	6,520	3,913
為替換算調整勘定	1,720	4,598
退職給付に係る調整累計額	1,255	1,186
その他の包括利益累計額合計	77,376	76,751
非支配株主持分	15,798	15,659
純資産の部合計	4,108,846	4,122,311
負債及び純資産の部合計	21,698,605	21,575,907

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	244,361	211,143
資金運用収益	106,890	134,324
(うち貸出金利息)	88,281	98,968
(うち有価証券利息配当金)	16,025	31,946
役務取引等収益	10,792	12,965
その他業務収益	6,434	4,400
その他経常収益	¹ 120,243	¹ 59,453
経常費用	133,778	138,416
資金調達費用	56,870	74,051
(うち債券利息)	35,771	44,232
(うち借入金利息)	8,738	9,801
役務取引等費用	2,568	321
その他業務費用	7,187	3,416
営業経費	31,516	34,453
その他経常費用	² 35,635	² 26,173
経常利益	110,582	72,726
特別利益	1,693	70
特別損失	433	1,081
税金等調整前中間純利益	111,842	71,716
法人税、住民税及び事業税	24,303	23,997
法人税等調整額	7,539	3,745
法人税等合計	31,842	20,251
中間純利益	79,999	51,464
非支配株主に帰属する中間純利益	599	502
親会社株主に帰属する中間純利益	79,399	50,961

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	79,999	51,464
その他の包括利益	22,506	819
その他有価証券評価差額金	25,422	1,084
繰延ヘッジ損益	251	1,853
為替換算調整勘定	1,052	2,099
退職給付に係る調整額	60	59
持分法適用会社に対する持分相当額	2,053	40
中間包括利益	57,492	50,645
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	56,435	50,336
非支配株主に係る中間包括利益	1,057	308

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,524,089	43,737	277,191	806,795	3,858,766
当中間期変動額							
政府の出資			40,000				40,000
国庫納付			18,142				18,142
特定投資準備金から資本剰余金への振替			18,142		18,142		-
剰余金の配当						18,281	18,281
親会社株主に帰属する中間純利益						79,399	79,399
連結範囲の変動						39	39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					165		165
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	3,715	-	18,307	61,077	83,100
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,527,805	43,737	295,498	867,873	3,941,866

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	82,093	8,262	744	1,620	87,990	17,028	3,963,784
当中間期変動額							
政府の出資							40,000
国庫納付							18,142
特定投資準備金から資本剰余金への振替							-
剰余金の配当							18,281
親会社株主に帰属する中間純利益							79,399
連結範囲の変動							39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							165
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	25,538	520	1,988	65	22,964	958	23,922
当中間期変動額合計	25,538	520	1,988	65	22,964	958	59,177
当中間期末残高	56,554	8,783	1,243	1,555	65,026	16,069	4,022,962

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	295,498	880,113	4,015,672
当中間期変動額							
政府の出資			85,000				85,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			130,000		130,000		-
国庫納付			100,354				100,354
特定投資準備金から資本剰余金への振替			100,354		100,354		-
剰余金の配当						21,379	21,379
親会社株主に帰属する中間純利益						50,961	50,961
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	14,291	-	29,645	29,581	14,227
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,592,096	55,302	265,852	909,695	4,029,900

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	70,390	6,520	1,720	1,255	77,376	15,798	4,108,846
当中間期変動額							
政府の出資							85,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							-
国庫納付							100,354
特定投資準備金から資本剰余金への振替							-
剰余金の配当							21,379
親会社株主に帰属する中間純利益							50,961
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	964	2,606	2,877	68	624	138	763
当中間期変動額合計	964	2,606	2,877	68	624	138	13,464
当中間期末残高	69,425	3,913	4,598	1,186	76,751	15,659	4,122,311

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	111,842	71,716
減価償却費	7,913	7,053
のれん償却額	856	856
減損損失	403	1,076
持分法による投資損益(は益)	4,838	4,191
貸倒引当金の増減()	3,905	3,958
投資損失引当金の増減額(は減少)	50	-
賞与引当金の増減額(は減少)	36	841
役員賞与引当金の増減額(は減少)	15	1
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	2,104	2,116
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	340	515
偶発損失引当金の増減()	4	96
資金運用収益	106,890	134,324
資金調達費用	56,870	74,051
有価証券関係損益()	85,157	19,390
金銭の信託の運用損益(は運用益)	8	97
為替差損益(は益)	37,299	18,361
固定資産処分損益(は益)	1,689	66
貸出金の純増()減	170,827	254,326
債券の純増減()	48,293	116,774
借入金の純増減()	254,812	265,509
普通社債発行及び償還による増減()	209,862	246,241
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	0	1,800
コールローン等の純増()減	209,000	250,000
買現先勘定の純増()減	-	235,980
資金運用による収入	102,706	131,380
資金調達による支出	53,851	65,019
その他	87,769	16,987
小計	463,333	276,945
法人税等の支払額	2,739	30,151
営業活動によるキャッシュ・フロー	460,594	307,096
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	283,456	548,183
有価証券の売却による収入	80,064	1,190
有価証券の償還による収入	144,908	288,243
金銭の信託の増加による支出	3,515	2,240
金銭の信託の減少による収入	436	1,295
有形固定資産の取得による支出	5,530	1,388
有形固定資産の売却による収入	10,462	1,309
無形固定資産の取得による支出	1,187	915
投資活動によるキャッシュ・フロー	57,818	260,688

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	40,000	85,000
国庫納付金の支払額	18,142	100,354
配当金の支払額	18,281	21,379
非支配株主からの払込みによる収入	680	86
非支配株主への払戻による支出	112	-
非支配株主への配当金の支払額	2,247	533
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,896	37,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,028	2,145
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	406,701	607,110
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,360	1,839,023
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	833	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,848,227	1,231,912

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 44社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

D B Jリアルエステート(株)

D B Jキャピタル(株)

D B J証券(株)

D B Jアセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢(北京)有限公司

D B Jデジタルソリューションズ(株)

DBJ Americas Inc.

D B Jビジネスサポート(株)

(連結の範囲の変更)

該当ありません。

(2) 非連結子会社 65社

主要な会社名

D B J地域投資(株)

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、G2/Spryte Holdco, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 29社

主要な会社名

(株)リージョナルプラスウイングス

(持分法適用の範囲の変更)

M S D第一号投資事業有限責任組合は重要性が増したことにより、当中間連結会計期間から持分法を適用しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 65社

主要な会社名

D B J地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 117社

主要な会社名

(株)Arc Japan

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称
 (株)小島製作所、(株)スタイリングライフ・ホールディングス、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、(株)宮武製作所
 (関連会社としなかった理由)
 投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

中間連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 37社

8月末日 1社

9月末日 6社

なお、中間連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,127百万円（前連結会計年度末は6,761百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式会社及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「税効果適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
株式	66,617百万円	65,038百万円
出資金	215,257 "	211,199 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	34,480百万円	34,405百万円

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	- 百万円	235,980百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,117百万円	2,521百万円
危険債権額	116,988 "	103,098 "
三月以上延滞債権額	- "	- "
貸出条件緩和債権額	23,225 "	17,916 "
小計額	143,332 "	123,536 "
正常債権額	15,443,747 "	15,232,375 "
合計額	15,587,079 "	15,355,911 "

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	18,219百万円	20,762百万円
その他資産	2,295 "	2,316 "
有形固定資産	266,506 "	260,827 "
無形固定資産	3,998 "	3,859 "
計	291,020 "	287,765 "

担保資産に対応する債務

借入金	194,770 "	189,788 "
社債	5,125 "	5,125 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	235,357百万円	209,300百万円
貸出金	499,210 "	456,947 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	13,888百万円	13,888百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
金融商品等差入担保金	65,826百万円	50,558百万円
中央清算機関差入証拠金	27,303 "	27,910 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
債券	289,289百万円	289,289百万円

5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
ノンリコース債務		
借入金	194,770百万円	189,788百万円
社債	5,125 "	5,125 "
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	18,219百万円	20,762百万円
その他資産	2,295 "	2,316 "
有形固定資産	266,506 "	260,827 "
無形固定資産	3,998 "	3,859 "

6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	904,679百万円	360,831百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	673,587 "	125,922 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	78,682百万円	80,411百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	2,407百万円	2,117百万円

9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(追加情報)

2024年6月26日開催の定時株主総会において、同法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,577,805百万円を200,708百万円減少し、併せて、100,354百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を100,354百万円増加いたしました。当該効力発生日は2024年8月30日であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	71,051百万円	436百万円
貸倒引当金戻入益	- "	3,641 "
持分法による投資利益	4,838 "	4,191 "
投資事業組合等利益	21,295 "	28,874 "
土地建物賃貸料	9,661 "	9,563 "
売電収入	5,868 "	5,274 "
株式等償還益	4,875 "	2,507 "

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	9,963百万円	- 百万円
株式等償却	1,091 "	3,153 "
投資事業組合等損失	10,969 "	9,260 "
減価償却費	4,781 "	4,570 "

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,281	419	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	-	-	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6月26日 定時株主総会	普通株式	21,379	490	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
現金預け金勘定	1,855,563 百万円	1,241,046 百万円
定期性預け金等	7,336 "	9,134 "
現金及び現金同等物	1,848,227 "	1,231,912 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	1,716	1,698
1年超	2,347	1,687
合計	4,063	3,386

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	8,856	8,855
1年超	39,986	36,146
合計	48,843	45,002

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等、並びに「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません(注3)及び(注4)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券(*1)				
国債	353,500	-	-	353,500
地方債	-	22,196	-	22,196
社債	-	673,209	30,315	703,525
株式	81,858	501	336,389	418,749
その他	-	3,488	73,602	77,091
資産計	435,359	699,396	440,307	1,575,063
デリバティブ取引(*2)(*3)				
(*4)				
金利関連	-	23,808	-	23,808
通貨関連	-	(1,539)	-	(1,539)
デリバティブ取引計	-	22,268	-	22,268

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は89,711百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は108,958百万円であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は3,420百万円となります。

(*4) ヘッジ会計を適用している取引は、ヘッジ対象である債券、借入金、社債及び貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、主に特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券（*1）				
国債	560,391	-	-	560,391
地方債	-	22,063	-	22,063
社債	-	666,007	30,398	696,406
株式	88,227	501	333,697	422,425
その他	-	3,276	72,017	75,294
資産計	648,619	691,847	436,113	1,776,580
デリバティブ取引（*2）（*3）				
金利関連	-	19,287	-	19,287
通貨関連	-	3,540	-	3,540
デリバティブ取引計	-	22,828	-	22,828

（*1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は93,079百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は112,646百万円であります。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は3,839百万円となります。

(2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、「有価証券」中の外貨建短期ソブリン債及び売現先勘定は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	1,653	16,749	18,403	18,403	-
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	70,844	-	-	70,844	70,218	626
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	2,919	178,355	181,274	178,294	2,980
その他	-	-	81,564	81,564	75,256	6,308
関連会社株式	4,384	990	-	5,374	4,880	494
貸出金（*1）	-	-	15,061,503	15,061,503	14,720,174	341,329
その他資産	-	-	51,416	51,416	19,793	31,622
資産計	75,229	5,562	15,389,589	15,470,381	15,087,020	383,360
債券	-	3,168,672	-	3,168,672	3,161,914	6,758
借入金	-	9,273,564	189,514	9,463,079	9,822,530	359,450
社債	-	3,488,472	5,125	3,493,597	3,562,851	69,254
負債計	-	15,930,709	194,639	16,125,349	16,547,296	421,946

（*1）貸出金の連結貸借対照表計上額は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金109,755百万円を控除しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価				中間連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	-	1,443	17,082	18,525	18,525	-
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	70,312	-	-	70,312	70,192	119
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	-	2,895	181,500	184,395	182,144	2,250
その他	-	-	94,013	94,013	84,238	9,775
関連会社株式	3,607	990	-	4,597	5,134	536
貸出金（*1）	-	-	14,804,778	14,804,778	14,469,403	335,374
その他資産	-	-	49,738	49,738	18,394	31,344
資産計	73,919	5,328	15,147,113	15,226,361	14,848,033	378,327
債券	-	3,042,189	-	3,042,189	3,045,139	2,949
借入金	-	9,005,421	185,337	9,190,759	9,557,020	366,261
社債	-	3,718,787	5,125	3,723,912	3,809,093	85,181
負債計	-	15,766,398	190,462	15,956,861	16,411,253	454,392

（*1）貸出金の中間連結貸借対照表計上額は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金105,758百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法、二項モデルなどの評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、信用スプレッド、流動性プレミアム、ボラティリティ等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に非上場株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式がこれに含まれます。

投資信託は、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額又は将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しています。市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合には、基準価額を時価とみなして評価し時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-7項及び第24-12項に基づいてレベルを付さない取扱いとするか、または将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等に基づいて時価を算定しております。割引現在価値法で用いている主なインプットには、市場参加者が要求するリスク・プレミアムを含めるように調整した割引率が含まれ、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は主として「貸出金」と同様の方法により時価を算定しており、主としてレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

その他資産

その他資産については、回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等の評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、流動性プレミアム等が含まれます。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

債券

当行の発行する債券については、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて時価を算定しております。)当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを

加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、相場価格のある社債は相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。相場価格のない社債については、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券				
社債	割引現在価値法	割引率	0.4% - 0.7%	0.4%
株式	割引現在価値法	流動性プレミアム	3.9% - 4.2%	4.1%

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券				
社債	割引現在価値法	割引率	0.6% - 0.8%	0.6%
株式	割引現在価値法	流動性プレミアム	6.8% - 7.1%	7.0%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	30,372	-	56	-	-	-	30,315	-
株式	322,893	-	13,496	-	-	-	336,389	-
その他	56,262	1,472	7,207	11,094	510	-	73,602	1,695

(*1) 連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他経常収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	30,315	-	83	-	-	-	30,398	-
株式	336,389	-	2,692	-	-	-	333,697	-
その他	73,602	1,221	3,181	2,818	-	-	72,017	1,403

(*1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務費用」及び「その他経常費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に関する方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap)レートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアム等から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

流動性プレミアム

流動性プレミアムは、金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。流動性プレミアムの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	490,930	504,864
組合出資金等(*2)	645,717	659,800
合計	1,136,647	1,164,665

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてしておりません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であり、これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、1,890百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、3,153百万円減損処理を行っております。

(注4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	75,293	1,293	2,237	10,886	-	-	89,711	1,242
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	92,452	3,268	453	13,692	-	-	108,958	2,796

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（*1）
		損益に計上（*1）	その他の包括利益に計上（*2）					
投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	89,711	791	1,180	5,339	-	-	93,079	794
投資信託財産が不動産である投資信託（第24-9項）	108,958	168	88	3,768	-	-	112,646	212

（*1）中間連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

（*2）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

（2）第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	前連結会計年度 （2024年3月31日）	当中間連結会計期間 （2024年9月30日）
解約に係る事前承諾が相当期間より前に必要、もしくは信託受託者が解約を拒否する場合の定めがある	82,451	85,940
解約不可の定めがある	7,260	7,139
合計	89,711	93,079

(有価証券関係)

- 1 . 中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- 2 . 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 . 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	30,049	31,658	1,609
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	166,840	170,013	3,172
	その他	67,686	74,177	6,491
	小 計	264,575	275,849	11,273
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,169	39,186	983
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	11,453	11,261	192
	その他	7,570	7,387	183
	小 計	59,193	57,834	1,358
合 計		323,769	333,683	9,914

当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	30,037	31,274	1,236
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	154,650	157,006	2,355
	その他	84,238	94,013	9,775
	小 計	268,926	282,293	13,366
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,154	39,038	1,116
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	27,494	27,389	105
	その他	-	-	-
	小 計	67,649	66,427	1,221
合 計		336,575	348,721	12,145

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	412,100	327,199	84,900
	債券	184,773	182,357	2,416
	国債	53,129	53,022	106
	地方債	11,066	11,000	66
	短期社債	-	-	-
	社債	120,577	118,334	2,243
	その他	230,819	187,571	43,248
	小計	827,693	697,128	130,564
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	6,649	7,270	621
	債券	894,448	917,935	23,486
	国債	300,371	313,907	13,535
	地方債	11,129	11,300	170
	短期社債	-	-	-
	社債	582,947	592,727	9,780
	その他	44,942	47,939	2,997
	小計	946,040	973,145	27,105
合計		1,773,733	1,670,274	103,458

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	410,248	325,051	85,196
	債券	271,550	268,109	3,440
	国債	123,001	122,828	172
	地方債	8,505	8,500	5
	短期社債	-	-	-
	社債	140,042	136,780	3,262
	その他	238,302	197,505	40,796
	小計	920,101	790,666	129,434
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	12,177	13,905	1,728
	債券	1,007,310	1,033,048	25,737
	国債	437,390	453,181	15,791
	地方債	13,557	13,800	242
	短期社債	-	-	-
	社債	556,363	566,067	9,703
	その他	42,717	46,068	3,351
	小計	1,062,205	1,093,023	30,817
合計		1,982,306	1,883,690	98,616

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、6,299百万円（うち、債券5,254百万円、その他の証券1,045百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、266百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	18,403	14,674	3,728	3,728	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	18,525	15,936	2,588	2,588	-

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(其他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	98,004
其他有価証券	96,898
その他の金銭の信託	1,106
()繰延税金負債	30,300
其他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	67,704
()非支配株主持分相当額	602
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,288
其他有価証券評価差額金	70,390

- (注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額62,718百万円(収益)は、評価差額より控除しております。
2. 其他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建其他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	96,311
其他有価証券	95,415
その他の金銭の信託	896
()繰延税金負債	29,691
其他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	66,620
()非支配株主持分相当額	588
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,394
其他有価証券評価差額金	69,425

- (注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額39,080百万円(収益)は、評価差額より控除しております。
2. 其他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建其他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	950,708	843,843	3,162	3,162
	受取変動・支払固定	909,429	842,811	15,518	15,518
合計				18,680	18,680

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	879,799	788,047	2,145	2,145
	受取変動・支払固定	878,644	787,139	15,785	15,785
合計				17,930	17,930

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	9,491	8,802	93	93
	売建	139,235	-	2,011	2,011
	買建	144,861	-	2,222	2,222
	合計			304	304

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	8,802	8,802	85	85
	売建	135,539	-	221	221
	買建	252,750	-	750	750
	合計			1,057	1,057

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金、貸出金 及び有価証券	142,192	130,935	5,264
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金 及び社債	3,081,645	2,410,612	(注) 2
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合計					5,264

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	借入金、貸出金 及び有価証券	144,713	136,109	1,356
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	債券、借入金 及び社債	3,071,979	2,171,668	(注) 2
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合計					1,356

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	-	-	-
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び社債	443,104	443,104	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建のその他有価証券	65,815	-	1,843
合計					1,843

(注)1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	-	-	-
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び社債	443,104	443,104	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建のその他有価証券	81,501	-	2,483
合計					2,483

(注)1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	88,438	113,247	42,675	244,361

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	102,801	63,764	44,576	211,143

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2024年 3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9月30日)
1株当たり純資産額		69,826円09銭	70,507円82銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	4,108,846	4,122,311
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,062,169	1,045,888
(危機対応準備金)	百万円	206,529	206,529
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	811,402	796,048
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	百万円	28,439	27,651
(非支配株主持分)	百万円	15,798	15,659
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	3,046,677	3,076,422
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	43,632	43,632

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
1株当たり中間純利益		1,819円73銭	1,167円98銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	79,399	50,961
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	79,399	50,961
普通株式の期中平均株式数	千株	43,632	43,632

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	1,772,418	1,167,906
コールローン	420,000	670,000
買現先勘定	2 -	2,235,980
金銭の信託	16,750	17,082
有価証券	1, 2, 3, 4, 6 3,299,330	1, 2, 3, 4, 6 3,562,203
貸出金	3, 4, 5 14,922,265	3, 4, 5 14,658,463
その他資産	3, 4 180,639	3, 4 166,442
有形固定資産	106,477	106,028
無形固定資産	8,275	7,570
前払年金費用	5,934	8,079
支払承諾見返	3 731,806	3 753,125
貸倒引当金	110,562	106,564
投資損失引当金	0	0
資産の部合計	21,353,335	21,246,317
負債の部		
債券	4 3,161,914	4 3,045,139
借入金	9,627,659	9,367,131
社債	3,557,726	3,803,968
その他負債	244,920	237,739
未払法人税等	26,429	21,352
資産除去債務	230	230
その他の負債	218,261	216,156
賞与引当金	6,099	6,901
役員賞与引当金	24	26
退職給付引当金	6,513	6,090
役員退職慰労引当金	106	98
偶発損失引当金	148	52
繰延税金負債	7,263	2,331
支払承諾	731,806	753,125
負債の部合計	17,344,183	17,222,606
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	7 206,529	7 206,529
特定投資準備金	8 1,577,805	8 1,592,096
特定投資剰余金	8 55,302	8 55,302
資本剰余金	294,063	264,417
資本準備金	294,063	264,417
利益剰余金	830,470	855,712
その他利益剰余金	830,470	855,712
別途積立金	745,663	809,090
繰越利益剰余金	84,806	46,621
株主資本合計	3,964,594	3,974,482
その他有価証券評価差額金	67,487	66,516
繰延ヘッジ損益	22,930	17,287
評価・換算差額等合計	44,557	49,228
純資産の部合計	4,009,152	4,023,711
負債及び純資産の部合計	21,353,335	21,246,317

【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	223,280	190,437
資金運用収益	107,587	131,251
(うち貸出金利息)	88,668	99,404
(うち有価証券利息配当金)	16,343	28,452
役務取引等収益	7,483	8,723
その他業務収益	6,440	4,401
その他経常収益	¹ 101,769	¹ 46,061
経常費用	114,568	125,719
資金調達費用	56,004	73,237
(うち債券利息)	35,771	44,232
(うち借入金利息)	7,996	9,081
役務取引等費用	2,507	289
その他業務費用	4,937	3,721
営業経費	² 29,830	² 32,674
その他経常費用	³ 21,288	³ 15,795
経常利益	108,712	64,718
特別利益	-	1
特別損失	407	302
税引前中間純利益	108,305	64,417
法人税、住民税及び事業税	23,301	22,496
法人税等調整額	7,392	4,700
法人税等合計	30,693	17,795
中間純利益	77,612	46,621

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,524,089	43,737	275,921	275,921	690,670	72,521	763,192	3,813,893
当中間期変動額										
政府の出資			40,000							40,000
国庫納付			18,142							18,142
特定投資準備金から資本 準備金への振替			18,142		18,142	18,142				-
剰余金の配当								18,281	18,281	18,281
別途積立金の積立							54,992	54,992	-	-
中間純利益								77,612	77,612	77,612
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	3,715	-	18,142	18,142	54,992	4,337	59,330	81,188
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,527,805	43,737	294,063	294,063	745,663	76,859	822,522	3,895,081

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	78,988	6,284	72,704	3,886,598
当中間期変動額				
政府の出資				40,000
国庫納付				18,142
特定投資準備金から資本 準備金への振替				-
剰余金の配当				18,281
別途積立金の積立				-
中間純利益				77,612
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	25,465	12,814	38,280	38,280
当中間期変動額合計	25,465	12,814	38,280	42,908
当中間期末残高	53,523	19,099	34,424	3,929,506

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	1,577,805	55,302	294,063	294,063	745,663	84,806	830,470	3,964,594
当中間期変動額										
政府の出資			85,000							85,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替			130,000		130,000	130,000				-
国庫納付			100,354							100,354
特定投資準備金から資本 準備金への振替			100,354		100,354	100,354				-
剰余金の配当								21,379	21,379	21,379
別途積立金の積立							63,426	63,426	-	-
中間純利益								46,621	46,621	46,621
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	-	-	14,291	-	29,645	29,645	63,426	38,184	25,242	9,887
当中間期末残高	1,000,424	206,529	1,592,096	55,302	264,417	264,417	809,090	46,621	855,712	3,974,482

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	67,487	22,930	44,557	4,009,152
当中間期変動額				
政府の出資				85,000
資本準備金から特定投資 準備金への振替				-
国庫納付				100,354
特定投資準備金から資本 準備金への振替				-
剰余金の配当				21,379
別途積立金の積立				-
中間純利益				46,621
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	971	5,642	4,671	4,671
当中間期変動額合計	971	5,642	4,671	14,559
当中間期末残高	66,516	17,287	49,228	4,023,711

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の中間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,127百万円(前事業年度末は6,761百万円)であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段...通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段...外貨建直先負債

ヘッジ対象...外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	164,956百万円	165,677百万円
出資金	394,936 "	391,617 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	34,480百万円	34,405百万円

現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	- 百万円	235,980百万円

3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,117百万円	2,521百万円
危険債権額	116,988 "	103,098 "
三月以上延滞債権額	- "	- "
貸出条件緩和債権額	23,225 "	17,916 "
小計額	143,332 "	123,536 "
正常債権額	15,536,289 "	15,315,874 "
合計額	15,679,621 "	15,439,411 "

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	235,357百万円	209,300百万円
貸出金	499,210 "	456,947 "

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
有価証券	13,888百万円	13,888百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
金融商品等差入担保金	65,826百万円	50,558百万円
中央清算機関差入証拠金	27,303 "	27,910 "

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
債券	289,289百万円	289,289百万円

5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	904,679百万円	360,831百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	673,587 "	125,922 "

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	2,407百万円	2,117百万円

7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(追加情報)

2024年6月26日開催の定時株主総会において、同法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の減少を決議し、同日において財務大臣の認可を受けております。これにより、特定投資準備金の額1,577,805百万円を200,708百万円減少し、併せて、100,354百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を100,354百万円増加いたしました。当該効力発生日は2024年8月30日であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
株式等売却益	70,810百万円	268百万円
投資事業組合等利益	24,542 "	36,304 "
株式等償還益	4,902 "	2,579 "
貸倒引当金戻入益	- "	3,680 "

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	667百万円	715百万円
無形固定資産	2,051 "	1,337 "

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	10,013百万円	- 百万円
投資事業組合等損失	10,932 "	9,506 "
株式等償却	265 "	4,744 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	4,384	4,349
合計	35	4,384	4,349

当中間会計期間(2024年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	35	3,607	3,572
合計	35	3,607	3,572

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	130,580	134,600
関連会社株式	34,341	31,041

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第16期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月26日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
2024年11月8日関東財務局長に提出。
2024年6月26日関東財務局長に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 発行登録書（社債）及びその添付書類
2024年8月22日関東財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書
2024年11月8日関東財務局長に提出。
2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）に係る訂正報告書であります。
- (5) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類
（イ）2024年8月22日関東財務局長に提出した発行登録書（社債）及びその添付書類に関し、2024年10月9日
関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月5日

株式会社日本政策投資銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 弥永 めぐみ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱原 啓之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古西 大介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。